

桃山公園の魅力向上事業に関するQ&A

← 前回説明会からの変更・追加部分を示しています。

事業の目的・内容など	Q1	魅力向上とは何ですか。	A1	都市公園などが持つコミュニティ、憩いの場、防災機能などのポテンシャルを最大限発揮させるための施策です。具体的には、民間事業者との連携による再整備と公園の特性に応じた管理運営を推進し、活性化させることで都市公園魅力向上を図るのものです。
	Q2	多様な主体とはどのようなものですか。	A2	多様な主体とは、行政、民間事業者、地域住民、ボランティア、専門家など、公園に関わる人のことを指します。
	Q3	なぜ、民間事業者と連携するのですか。	A3	近年、様々なニーズの多様化、公園施設の管理水準の向上、行財政運営の一層の効率化などが課題となっており、これまでの管理方法では将来的に今の管理水準を維持できない可能性があります。これらの課題に対応し、公園の魅力向上に繋げるためには、これまでの市と地域住民の取組のほか、民間の資金やノウハウを活用した効率的で効果的な公園運営が必要であると考え、民間事業者との連携を進めます。
	Q4	上記質問の回答で、今の管理水準を維持できない可能性がありますという根拠を教えてください。	A4	市で管理している公園などの総数は年々増加しておりますが、維持管理費はここ数年横這いで増加する見込みがありません。人件費なども高騰し、施設の老朽化が進む中で、今のままでは管理水準を維持できないと判断しています。
	Q5	なぜ、桃山公園・江坂公園から事業を進めますか。	A5	面積規模が大きく、都市公園が持つポテンシャルを発揮しやすいこと、民間事業者の参入意欲が確認できたことから、桃山公園・江坂公園から進めることを決めました。
	Q6	サウンディング型市場調査は談合にあたりませんか。	A6	サウンディング型市場調査は民間事業者の意見や新たな提案の把握などを行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法であり、国のマニュアルにも記載された制度でもあるため談合にはあたりません。
	Q7	令和元年度のサウンディング調査では3社から提案があったとのことですが、市内業者であるか教えてください。	A7	調査は事業者に対する情報は開示しないことを前提として実施しているため、お答えできません。
	Q8	どのように再整備と管理運営を進めますか。	A8	都市公園法の改正により創設されたP-PFIという制度を活用し、既存の公園施設の改修、民間事業者が運営する収益施設の設置などを行います。また、管理運営については、指定管理者制度を活用します。なお、民間事業者との連携により相乗効果を発揮するため、P-PFI事業者と指定管理者は一括で公募します。
	Q9	P-PFIはどのような制度ですか。	A9	飲食店などの収益施設の設置と、収益施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路、広場などの整備や改修などを一体的に行う制度で、事業者は公募により選定します。市の費用負担を抑えつつ、民間事業者の創意工夫による高質な施設の整備が可能となります。
	Q10	P-PFIを使わないと公園施設を国費で整備することはできませんか。	A10	一般的にP-PFIを使わなくても公園整備に国費を導入することは可能です。しかし、P-PFIを使うことにより、通常では国費の対象とならない施設に対しても国費を充てることができるため、コスト削減などのメリットがあります。
	Q11	民間事業者の収益を特定公園施設に充当する割合はどれくらいですか。	A11	特定公園施設建設にかかる事業費の1割以上です。
	Q12	その割合を算定した根拠は何ですか。また、もっと民間に支出させた方がいいのではないですか。	A12	国庫補助要件における市負担の割合が9割以下であること及び他市事例において9割以下が多いことを考慮し、9割以下とする予定ですが、事業者サウンディング及び事業者の提案により市の負担が減少する可能性があります。
	Q13	P-PFIの導入実績はどれくらいありますか。	A13	全国48公園で導入されています(令和2年7月現在)。府内では、堺市や東大阪市などの公園で導入されています。

事業概要

Q14	P-PFIのデメリットはありますか。	A14	他市の事例も聞いていますが、デメリットは聞いていません。メリットが多いと判断し導入することにしました。
Q15	P-PFIはイギリスで始まりましたが、減ってきています。今頃、日本で進めるのはおかしいです。	A15	P-PFI制度は平成29年の都市公園法改正により創設された制度であり、ご指摘のいわゆるPFI法に基づくPFI事業とは異なります。
Q16	P-PFI制度を導入することによる国からの優遇措置はありますか。	A16	約束されたものではありませんが、国の交付金の対象となります。
Q17	指定管理者制度はどのような制度ですか。	A17	地方自治法に基づく制度で、今まで市が実施してきた公園施設の管理運営に関する権限の一部を民間事業者に委任する制度です。トイレ清掃、樹木の剪定などの日常管理と一部の許可権限などは指定管理者が行いますが、公園の改変に関する許可など、根幹的な権限は市が持ち続けます。
Q18	国の法律ができたからと言ってP-PFIに桃山公園がならなくてもいいのではないですか。	A18	桃山公園の課題や、今後の目指す姿を実現するための手法として、P-PFI事業で実施することとしました。
Q19	業者が提案する整備改修費用はどのように管理されるのですか。5～20年の指定後はどうなりますか。	A19	基本協定を締結し市負担額を決定します。事業者による工事完成後、清算払いを行います。
Q20	売店や飲食店などの収益施設から生じる毎月の収益のうち、一定割合が公園の管理運営費に充てられるのですか。	A20	収益額に応じた還元策は、公募時に民間事業者から提案を受ける予定です。
Q21	公募対象公園施設と特定公園施設のどちらが優先して計画されるのでしょうか。	A21	公募対象公園施設、特定公園施設とも、公園の魅力向上や公園利用者の利便性の向上を目的に設置するものであり、計画の優先度に差異はありません。
Q22	収益施設の規模を縮小すると、トイレ、東屋、遊具のグレードは下がるのでしょうか。	A22	トイレ、東屋などは、一定のグレードを求めます。トイレなどの整備は収益施設の規模だけに左右されるものではありません。
Q23	公園の維持管理に必要な財源が足りないことが本当の理由では。	A23	将来的な財政危機も事業実施に至る理由の一つですが、現在の公園の魅力をより高めることが事業目的です。
Q24	現状の課題にある「利用目的や利用者数が限定されており、公園の機能が最大限に発揮されていない」とはどのようなものですか。今でも、朝、夕を含め多くの市民に利用されています。	Q24	現状でも多くの近隣の方々に利用されていることは認識しています。しかし、本事業では、現在、公園を利用されていない方、将来の吹田市民にも、公園の魅力を知っていただきたいと考えています。
Q25	どのようなプロセスで指定管理者を選定しますか。	A25	募集要項を公表して民間事業者を募り、提案内容について指定管理者候補者選定委員会で協議し、指定管理候補者を選定します。その後、議会にて指定管理者を決定します。また、P-PFIの事業者についても、指定管理者と一括で選定します。
Q26	条件が厳しくなっても、民間事業者の参加が見込まれますか。	A26	民間事業者にとっては厳しい条件となりますが、企業の社会貢献という面もふまえ、収益施設の規模、種類、PR方法などの工夫により、提案について検討していただけることを期待します。
Q27	民間事業者から優れた提案がない場合はどうなりますか。また、1者しか提案がない場合でも自動的に指定管理者に選定されますか。	A27	民間事業者の評価にあたり、最低評価点を設定します。最低評価点を満たす民間事業者がいなかった場合は、選定しません。1者しか提案がない場合でも同様の基準で評価します。

事業者選定	Q28	指定管理期間が20年以内と長いですが、経営状況の悪い民間事業者は指定管理者に選定されませんか。	A28	選定委員会では、事業期間全体の収支計画や事業者の経営状況などを確認します。事業開始後も、毎年の収支計画の提出を求めるなど、経営状況の把握などについてモニタリング調査を行い、必要に応じて、指導や協議を行います。
	Q29	選定委員会のメンバーに一般市民は含まれますか。	A29	選定委員は、公園緑地をはじめとする各専門分野から専門性、中立性、実績などを総合的に判断して選定し、市民委員は含まれません。 なお、地域からの要望などは委員会の場でお伝えします。
	Q30	審議会メンバーの開示、賛否両派の市民委員を加えるべきですがご見解をお示しください。	A30	選定委員会メンバーについては、候補者決定後に公開します。 選定委員は、公園緑地をはじめとする各専門分野から専門性、中立性、実績などを総合的に判断して選定し、市民委員は含まれません。 選定委員会へは、事業を適正に実施できる候補者及び次点者の決定を諮問しており、事業の是非を審議いただく場ではありません。
	Q31	選定委員会は何人で構成されていますか。	A31	5人です。
	Q32	選定委員を選ぶのは誰ですか。	A32	公園みどり室が事務局となり、市として選定します。
	Q33	選定委員について、市が作為的に選んでいませんか。	A33	選定委員については専門性、中立性、実績などを総合的に判断して委嘱しています。
	Q34	選定委員会は公開されますか。	A34	選定委員会は、公募という性質上、非公開で実施しますが、事業者決定後には、委員名簿、議事録などを公開します。
	Q35	公募条件は公表しますか。	A35	公募は公表します。
	Q36	事業者の提案内容は公表しますか。	A36	指定管理者候補者のみ、提案概要について公表する予定です。
	Q37	事業者には、この公園の四季をよく見てから提案してもらうべきではないでしょうか。	A37	令和元年度よりサウンディング調査を実施しているため、提案を検討している事業者は、公園の状況について把握しているものと考えています。
事業フェジュール	Q38	令和3年2月定例議会で何が承認されましたか。	A38	以下の3点が承認されました。 ①主要公園について、民間活力を導入したP-PFI等による再整備と指定管理による管理運営を令和4年4月から実施するための条例等の改正 ②P-PFI事業者及び指定管理者を公園毎に一括公募し、同一事業者を選定・指定し、桃山公園と江坂公園から実施 ③上記事業実施に向けての予算措置
	Q39	議会でレストランと駐車場を作ることまで決定したのですか。	A39	議会では、収益施設から出る収益を用いて周辺の公共施設の再整備を行うP-PFI制度により整備することが承認されました。収益施設についてはレストランに限定したものではありませんが、レストランを例に出し説明させていただきました。

	Q40	スケジュールありきで進めないでほしい。	A40	政策決定の後、令和4年から事業を実施するための予算議決をいただいております。再整備を進めていく予定です。予算は執行することを前提に措置されているものです。予算を翌年度に繰り越すなどの事務手続きは、制度上、用意されていますが、事業課としては、議決内容を受け止め、事業効果の早期発現に向け、進めさせていただく予定です。
	Q41	今後のスケジュールはどうなりますか。	A41	令和3年9月初旬に公募を開始し、令和3年12月にP-PFI事業者及び指定管理者候補を一括で選定します。令和4年3月に議会での議決を経て、令和4年夏からP-PFI事業と指定管理開始の予定です。
	Q42	公募が急に始まることはありませんか。	A42	市長出席による説明会をもって、公募手続きを進めさせていただきます。
事業効果	Q43	民間事業者に任せることで変わる点は何ですか。今よりも環境が良くなりますか。	A43	民間事業者と連携することで民間の創意工夫を公園運営に活かすことができ、公園毎の特性を活かしつつこれまで以上に柔軟できめ細かな公園運営が可能となり、現状よりも公園環境は良くなるかと考えています。
	Q44	P-PFIを進めることによって、どれくらいの財政負担の軽減になりますか。また、職員の削減につながりますか。	A44	P-PFIにより整備費は桃山公園で1,300万円減、江坂公園で3,500万円減となることを想定しています。管理運営費としては指定管理20年間に、桃山公園8,000万円減、江坂公園で6,000万円減となることを想定しています。管理委託したからと言って引継ぎなどがあるためすぐに職員削減はできませんが、長期的な視点では職員の削減になると考えています。
	Q45	桃山公園の全体の収支の考え方を聞きたいです。	A45	(再整備) ・飲食店などの収益施設は、全額事業者が負担します。 ・トイレ更新などについては、一部、事業者負担いただきます。 (指定管理) ・管理運営費用については、全額市が負担します。※事業者が自主事業の収益を追加することは可能
	Q46	事業の効果はどう測定しますか。たくさん人が来れば良いのですか。	A46	来園者が増えればそれだけで良いとは考えていません。事業効果については、公園の維持管理・運営状況の利用者満足度、コスト削減などによって評価されるものであると考えています。
	Q47	再整備される公園施設は何ですか。	A47	公募対象公園施設としては、①パークセンター〔ビジターセンター〕(売店等の収益施設含む)新設【必須】、②水辺の飲食店新設【任意】 特定公園施設としては、③駐車場5台の新設【必須】④メインエントランス改修【必須】、⑤便所、東屋、健康器具系施設の撤去・更新【必須】、を再整備項目とする予定です。 その他、応募事業者任意の提案内容を公園に反映させることで桃山公園の目指すべき姿が実現するように再整備を行います。
	Q48	公募対象公園施設とは何ですか。	A48	事業者が設置する飲食店、売店などの収益施設のことを指します。
	Q49	特定公園施設とは何ですか。	A49	飲食店、売店などの収益の一部を使って整備された広場、園路などの公共部分を指します。
	Q50	それぞれの施設規模はどれくらいですか。春日大池を含む公園全体の面積の12%(建蔽率上限)まで建築しますか。	A50	募集時には、駐車場を5台とする、ラクウショウの伐採を行わない、飲食店を必置としないことを公募条件とするなど、自然環境への負荷を軽減させます。 ※当初は、 ①水辺の飲食店新設:500㎡、②飲食店や売店等の収益施設(パークセンター含む):約700㎡、③駐車場、30台程度、約600㎡、④入口広場約1,066㎡と想定していました また、新しく更新される ⑤便所、東屋、健康遊具スペースは、原則として現状と同規模程度で公募を行う予定です。 建蔽率の上限までの施設整備は行いません。
	Q51	桃山公園は小さな公園で、P-PFIを導入できる公園ではないのですか。	A51	P-PFI事業は、各公園の特性に応じて実施するものであり、桃山公園の規模に応じた内容にて事業を進めていきます。

再整備の概要	Q52	契約期間終了後、施設はどうなりますか。元に戻りますか。	A52	公募対象公園施設については、事業者にて施設撤去を行い、次期の公募を行う予定です。
	Q53	バリアフリー対策について、どのように考えていますか。	A53	バリアフリーに関する法令などを遵守して再整備します。また、バリアフリー吹田市民会議を開催し、再整備や管理運営の意見を聞き、反映できるものについては事業に反映させます。 ※バリアフリー吹田市民会議とは、吹田市が行う公共施設の新設またはバリアフリー化のための改修工事に際し、意見交換を行うための会議です。
	Q54	桃山公園は地域防災計画で一時避難地に指定されていますが、防災施設は整備されますか。	A54	一時避難地に指定されている公園の便所には防災物品の収納スペースを設け、組立簡易式トイレ、または、携帯トイレを備蓄することで防災機能を付加する予定です。
	Q55	目指すべき姿と6月説明会時の施設配置図(案)の違いは何ですか。	A55	駐車場と収益施設の位置を変更しました。近傍に住宅地が近いのと収益施設を北側に集約した方がよいと考えました。 また、自然環境に負荷がかからない駐車場のイメージ図としました。 ⇒6月説明会時の施設配置図(案)は廃案とします。
	Q56	目指すべき姿で駐車場と収益施設を予定していた南側はどうなりますか。	A56	そこに新たな施設整備は考えていません。
	Q57	条例にある「自然の豊かさを守る」ことがP-PFIですか。	A57	P-PFIにより、公園のさらなる魅力向上を目指しています。
	Q58	事業者がコンビニみたいな施設をたくさん設置したら公園が台無しになります。具体的な図面が見たいです。	A58	コンビニは設置しません。環境や景観に配慮した施設計画を求めます。
	Q59	今回の再整備は、吹田市第3次環境基本計画の内容と矛盾しませんか。	A59	今回の再整備については、公園みどり室が改訂した吹田市第2次みどりの基本計画を基に進めています。吹田市第2次みどりの基本計画は吹田市第3次環境基本計画と整合性が取れている内容であるため、矛盾するものではありません。
Q60	駅に直結する公園に駐車場が新たに必要でしょうか。吹田市第3次環境基本計画に示された政策(みどりを継承する、自動車に過度に依存しない交通環境整備)とも合致しませんが、今後どのように取り組まれるのでしょうか。	A60	「吹田市第3次環境基本計画」の分野別目標の中に、「自動車に過度に依存しない交通環境整備」という項目はありますが、バリアフリー化の一環として、必要最小限の自動車駐車場の設置は必要であると考えています。 駐車場規模については5台とします。	
Q61	今後、樹木を伐採した場合、新御堂側道と公園に流れ込む車の排気ガスをどのように遮断していくのか環境影響評価をお教えてください。	A61	今回の整備では一部の樹木撤去を行うこととなりますが、ラクウショウの伐採を行わないことを公募条件とする予定であり、ご指摘のような環境への影響はないと考えています。	
Q62	空調室外機から排出される暖気が公園内に残された樹木に悪影響や静寂さを破壊することも予想されます。本件の環境影響評価もお教えてください。	A62	収益施設設置に伴う設備関係については、遮蔽植栽を行うなど、環境や景観に配慮した設計とし、公園への影響を最小限に留めます。	
Q63	この事業によって、どの程度環境に影響を及ぼしますか。また、その対策は考えていますか。	A63	新たな施設整備などにより、一部樹木の伐採を伴いますが、駐車場規模を5台とし、ラクウショウの伐採を行わないことを公募条件とするため、公園全体としては、環境に対する大きな影響はないと考えています。	
Q64	吹田市環境基本条例とP-PFIの整合性をお伺いします。駐車場・施設に利用するための伐採に関して整合性はありますか。桃山公園をP-PFIに指定しないことはできませんか。	A64	P-PFI事業及び指定管理者制度にて事業を実施することは、議会の議決を経て行うものです。 本事業において一部樹木の伐採を伴いますが、ラクウショウの伐採は行いません。吹田市環境基本条例とは整合性が図られているものと考えています。	

環境保全

Q65	ラクウショウは伐採しないとのことであるが、他の樹木はどうなりますか。	A65	公園樹である限り、安全管理に伴う枯損木の撤去、再整備に伴う一定の伐採はやむを得ないと考えています。ただし、無駄に伐採することは一切考えていません。
Q66	このようなきれいな場所をなぜ壊すのですか。	A66	駐車場などの整備により、一部の樹木を撤去しますが、駐車場規模を5台とし、ラクウショウの伐採を行わないことを公募条件とするなど、自然環境に配慮した整備を行う予定です。結果として、この公園全体がより良くなるものだと考えています。
Q67	補植はしますか。	A67	必要に応じて補植を行います。
Q68	緑被率の目標値が達成できていないのに木を伐採するのはいかがでしょうか。	A68	緑被率の達成は、公園のみで達成できるものではなく、開発事業や道路、民有地の緑化などでみどりを生み出す必要があります。今回の再整備により、一部樹木の撤去を行います。ラクウショウの伐採を行わないことを公募条件とすることなどにより、緑被率の減少は最小限に留められるものと考えています。
Q69	千里ニュータウン開発当時と現在では緑地が減っています。どれくらい減っていますか。	A69	数値は把握しておりません。ただし、千里ニュータウンを含む地域では、千里ニュータウン・万博・阪大地域の緑被率は、吹田市みどりの基本計画によると、45.5%(平成16年)→47.6%(平成25年)となっています。
Q70	春日大池は今回再整備されますか。	A70	春日大池と“千里の竹林”により形成される千里丘陵の原風景を保全・活用するため、基本的には現状を維持します。
Q71	水鳥への配慮はどのように考えていますか。	A71	水辺に飲食店を設置することになった場合には、工事実施時期、水鳥の生活環境の保全などについて、専門家などの意見を聞き、事業を進める予定です。
Q72	水鳥が来やすい環境を維持できますか。	A72	水辺に飲食店を設置することになった場合には、工事内容、工事実施時期などについて配慮し、環境を維持していく予定です。
Q73	市内でも特に貴重な渡り鳥の飛来地になっていることが、本公園の文化的・景観的価値を高めていることについてどのように評価されていますか。	A73	春日池が市内のカモの最大の生息地であること、春日池でのみ確認できていない種もいることは十分認識しており、野鳥への影響がないよう、事業を進めていきます。
Q74	商業施設などの新設が渡り鳥の飛来にどのような影響を与えると予想し、専門家の意見を聞き取りの対応を取っているのか教えてください。	A74	既に専門家にもヒアリングを行っていますが、水辺に飲食店を設置することになった場合には、設計、工事内容についても引き続き協議を行う予定です。
Q75	現在、何種類の渡り鳥がいつ・どれくらいの数飛来しているのかデータを持っているのなら示してください。	A75	日本野鳥の会大阪支部有志による令和3年1月の調査結果によると、カモ類だけで133羽、その他を含めて約200羽の確認が報告されています。
Q76	遊戯場で騒ぐと水鳥に影響しませんか。	A76	遊戯場の規模、内容については、水鳥や近隣住宅地への影響も考慮の上、検討を行い、大型複合遊具の設置を公募の必須条件としないこととします。
Q77	打合せをされた水鳥の専門家は誰ですか。	A77	吹田野鳥の会です。
Q78	水草と悪臭の関係は調べましたか。	A78	専門的な調査は実施していませんが、池底に堆積した水草が水質の悪化を招き、悪臭の原因の一つとなっていると考えています。

Q79	ヤマサギソウやアイエナなどの希少種の調査はしましたか。	A79	希少種の調査は行っていません。
Q80	春日大池の回遊式園路は、アスファストやコンクリートで舗装されますか。	A80	環境への配慮を行い、アスファルトやコンクリートの舗装は考えていません。
Q81	公園の都市化と反対に、水辺の自然復帰化はしないのですか。	A81	春日大池と“千里の竹林”により形成される千里丘陵の原風景を保全・活用するため、基本的には現状を維持します。
Q82	子どもが虫取りや土遊びができる環境は保全できますか。	A82	そのような場所が無くなることはありません。
Q83	地球温暖化に対する植物の役割についてどのように考えていますか。	A83	植物は、地球温暖化対策に役立っていると考えています。
Q84	切ってもいい木、だめな木をわかっていますか。	A84	公園内の樹木については、公園全体の魅力向上や維持管理、安全管理を目的に、必要に応じて、剪定、更新や伐採を行っていく予定です。
Q85	以前、池にいた鯉がいなくなりましたが、市が売ったのですか。	A85	池の鯉を市が売ることはありません。
Q86	アヒルを2～3羽増やしてやる計画はありませんか。	A86	現在は計画していません。
Q87	魅力向上と言われていますが、魅力を変えるという計画になっているのでは。	A87	今回の事業は、現在の公園の魅力さをさらに高めるために実施するものです。例えば、公園の魅力の一つであるラクウショウについては、伐採しないことを公募条件とし、自然環境や景観に配慮した整備を行います。
Q88	自然環境や景観に配慮と言いますが、具体的なことが何も書かれていません。50年かかって成長した樹木を伐採して、50年後の子供たちに何と言われるかを考えてほしいです。	A88	駐車場規模を5台とし、ラクウショウの伐採を行わないことを公募条件とするなど、公園の魅力を持する必要性のある部分については明記することにより、自然環境に配慮した整備を行う予定です。
Q89	今回の伐採は、SDGsの考え方に反することについて、どのように考えるのか。市長と賛成議員に確認してほしいです。	A89	駐車場規模を5台とし、ラクウショウの伐採を行わないことを公募条件とするなど、公園の魅力を持する必要性のある部分については明記することにより、自然環境に配慮した整備を行う予定です。
Q90	環境への影響については、数値で示してほしいです。	A90	一部樹木の伐採などは行いますが、駐車場規模を5台とし、ラクウショウの伐採を行わないことを公募条件とするなど、自然環境や景観への配慮は最小限に留める予定であり、調査は必要ないと考えています。
Q91	駐車場位置の変更が住民意見によるものであるなら、駐車場規模を規定してほしいなど、現時点での意見も聞いてほしいです。	A91	駐車場規模を5台とし、ラクウショウの伐採を行わないことを公募条件とするなど、公園の魅力を持する必要性のある部分については明記することとします。
Q92	現在の計画案に専門家のアドバイスは入っていますか。	A92	現地確認を行い、樹木を伐採する場合は、最小限に抑えるようにとのアドバイスをもらっています。

	Q93	どのような分野の専門家ですか。	A93	公園緑地や緑地保全などの専門家です。
	Q94	この事業では、アセスメントをやらないのですか。	A94	今回の再整備は、条例に基づく環境アセスメントを実施するような規模、内容ではありません。ちなみに、条例では5ha以上の開発行為については、アセスメントを実施することになっています。
再整備	Q95	桃山公園は、徒歩圏内の住民の利用を想定した地区公園ですが、駐車場は必要ですか。	A95	桃山公園は、都市公園法の地区公園と位置付けていますが、徒歩圏内の住民のみを対象とした公園ではありません。駐車場については、広域的な利用を促し、バリアフリー化の一環としても設置する予定です。
	Q96	駐車場の場所と規模はどれくらいですか。	A96	位置は、新御堂筋に面して北側の桃山台駅付近に設置、台数については5台とします。
	Q97	なぜ北側に駐車場を設置することになったのですか。	A97	パークセンター〔ビクターセンター〕(売店等の収益施設を含む)を北側に予定していることと、住宅地への影響を軽減するためです。
	Q98	議会で、駐車場の場所まで決定したのですか。	A98	決定していません。
	Q99	駐車場の台数を減らせば、桃山公園のシンボルともいえるラクウショウの並木を伐採しないですむ方法が考えられるのではないのですか。	A99	駐車場規模については5台とし、ラクウショウの伐採を行わないことを公募条件とする予定です。
	Q100	北側の駐車場の予定地の近くが通学路になっているのを知っていますか。また、その対策はどうしますか。	A100	通学路については、桃山台小学校に確認を行っています。通学路は引き続き確保します。歩車分離で通学には影響がでないようにします。
	Q101	駐車場予定地の近くに高速バスのバス停がありますが、駐車場の入り口の支障になりませんか。また、1日に何台くらい停車しますか。	A101	警察や大阪府と事前の協議はしていますが、今後、バス会社とも詳細な協議を進めます。バスの発着時刻は調査済みです。
	Q102	どのような駐車場を想定していますか。	A102	駐車台数は5台とし、自然環境や景観への配慮を行い、できる限り既存の樹木を残すように考えています。
	Q103	ラクウショウはよく葉が落ちますが、それを考えると伐採の範囲が増えませんか。	A103	ラクウショウの伐採を行わないことを公募条件とする予定です。
	Q104	駅前なのに駐車場は必要ですか。公共交通機関や周辺の民間駐車場を利用したら良いのではないのですか。	A104	駐車場については、広域的な利用を促し、バリアフリー化の一環としても設置する予定です。
	Q105	府営駐車場の交渉ができなかった(しなかった)理由や、駐車場が本当に必要なのか、駐車場の目的が違うなら目的の変更をなぜしなかったのですか、なぜ不正確な情報を説明会で住民に行ったのですか。	A105	府営駐車場については、公園区域外であることに加え、当時は公園の具体的な改修内容が検討されていなかったことなどにより協議を実施しませんでした。不適切な発言(府営駐車場が売却されることを知らなかった旨)があったことについてはお詫び申し上げます。
	Q106	ガソリンスタンドの廃業の予定は問い合わせしましたか。そこに駐車場を作ったらどうですか。	A106	現在営業しているガソリンスタンドに確認は行っておりません。駐車場については、公園北側に設置を予定しています。



Q107	駐車場は桃山台スポーツグラウンド内に設置できませんか。	A107	テニスコート横の空き地は、北大阪急行の車両基地の屋根であり、構造的に設置できません。また、駐車場を新設するためには、新たな進入路を造成する必要があるため、設置は不可能です。なお、現在のグラウンド側への管理用車両の進入路は駅前ロータリーからとなっておりますが、一般の利用はできません。
Q108	駐車場の出入り口はどこになりますか。	A108	新御堂筋の側道を予定しています。
Q109	駐車場を整備することで新御堂筋の側道が渋滞しませんか。	A109	整備前の警察や大阪府との設計協議や、整備後の指定管理者による交通誘導などにより渋滞対策を行います。
Q110	駐車場の事故があれば誰が責任を取るのですか。駐車場建設を強行した場合の責任の所在はどうなるのか聞きたいです。	A110	内容に応じて個別に判断されるものと考えます。
Q111	駐車場新設の費用は事業者が負担しますか。	A111	市と一部事業者が負担します。
Q112	ガソリンスタンドの裏にある園路はなくなりますか。	A112	なりません。
Q113	スポーツグラウンドの利用者がこの(5台の)駐車場を利用するのは問題ありませんか。	A113	最小限の規模としているため、公園利用者向けと考えています。
Q114	駐車場の営業時間はどうなりますか。	A114	近隣の環境などを考慮したうえで、夜間閉鎖も含め決定します。
Q115	駐車場の料金はどうなりますか。	A115	市内の他の公園や近隣の駐車場などの料金、また公園利用者を対象とする利用となるような運用を勘案したうえで、決定します。
Q116	駐輪場を複合施設にできませんか。	A116	公園区域外であるため、現時点では建替えを予定していません。
Q117	警察協議を行っているとのことですが、公園の北側に駐車場ができることに対して、市民は安全面においてたいへん危惧していることが警察に伝わっていますか。	A117	市民からも安全面において危惧する声があることは、まだ伝えておりません。今後の具体的な打合せの中で、伝えていきます。
Q118	駐車場は、小規模の提案をした事業者が選定されますか。	A118	駐車場規模については5台と制限するため、駐車場に限らず、公園全体として自然環境や景観を重視した提案を行った事業者が選定されることとなります。
Q119	池の北部に飲食店を作ることは決定していますか。	A119	必置とせず、任意提案とする予定です。
Q120	北側に収益施設を集めたのはなぜですか。	A120	駅にも近く、利用者の利便性に考慮するとともに、住宅地への影響を軽減するためです。

収益施設(売店・飲食店など)  
の設置

Q121	カフェを建設するのが事業の目的ですか。	A121	飲食店を作ることが目的の事業ではありません。公園の魅力向上が目的であり、手段の一つとして収益施設等を設置するものです。
Q122	飲食店の場所を変えることができないのはなぜですか。(駐車場の位置は変えてもらっています)	A122	水面を活かした高質でハイセンスな飲食店の設置場所としては、現在の予定地が最も適していると考えています。ただし、公募においては、必置とせず任意提案とする予定です。
Q123	一番景色の良い場所はお金を払わないといけなくなりますが、それで良いと考えていますか。	A123	新たに飲食店を設置する場合には、現在の東屋の近くに無料で憩える場所を更新する予定です。
Q124	公園内に飲食店が設置されれば周辺の土地の評価額が下がりますか。	A124	土地の評価額は、公園の施設内容だけで決定されるものではないため、公園事業者の立場からお答えできません。
Q125	飲食店の料金はようになりますか。	A125	事業者の提案内容を受け決定する予定です。
Q126	飲食店の営業時間はようになりますか。	A126	近隣住民や自然環境などへ配慮し、店舗の内容によっては夜間の時間的制約を設ける予定です。
Q127	飲食店の室外機や排気施設などは、どう処理するつもりですか。	A127	生垣などの遮断植栽を設置するなど、募集要項に景観や環境を損なわないように、条件をつける予定です。
Q128	飲食店の出店者は、地元への還元を考慮すると市内業者にすべきでないですか。	A128	総合的な視点で公園にふさわしい提案を行った事業者を選定することが目的であり、市内業者に限定する予定はありません。
Q129	コンビニは整備されますか。また、その場合の営業時間はようになりますか。	A129	コンビニは設置しません。
Q130	公園の使用料が2,000円/㎡は不当に安いのでは。	A130	吹田市都市公園条例などにて定められています。公募においては、この金額以上での提案を求めます。
Q131	施設配置図(案)では飲食店が2か所あるように見えますが2か所作るのですか。	A131	水辺の飲食店は事業者の任意提案とします。パークセンター[ビクターセンター](売店等の収益施設含む)は、設置を必須とし売店機能を併設する予定です。
Q132	商業施設がなぜ提案されているのでしょうか。市民の憩いの場所になぜ集客施設が必要なのですか。	A132	売店、飲食店などの収益施設は、都市公園法上設置可能な施設であり、公園利用者の利便性向上を目的に設置するものです。
Q133	飲食店の内容、コンビニなどの内容を検討され、よりハイレベルな公園にふさわしい施設としての構想はあるのでしょうか。	A133	この事業は民間事業者からの自由な発想により収益施設の内容などを提案してもらうものです。ただし総合的な視点でこの公園にふさわしい提案がどうかは判断していきます。なお、コンビニは設置しません。
Q134	コンビニやレストランができる喫煙者が増えるのではないですか。煙害についての対策はどうしますか。	A134	煙害については、関係条例などに基づき対応します。

	Q135	公園の魅力は自然環境であるのに、目標像でなぜ、唐突に「水面を活かした高質でハイセンスな飲食店を設置する」ことが出てくるのですか。	A135	水辺の飲食店の設置は、公園利用者の利便性の向上に寄与し、桃山公園の現在の自然環境や景観をさらに向上させる要素の一つであり、しいては公園全体の魅力向上に資するものと認識しています。ただし、事業者公募においては、必置とせず任意提案とする予定です。
	Q136	飲食店は、千里南公園をイメージしていますか。	A136	参考にはしていますが、今回は水辺に設置予定であることから、景観面においても、桃山公園の特徴をふまえたものをイメージしています。ただし、事業者公募においては、必置とせず任意提案とする予定です。
	Q137	レストランが失敗した時の担保はどうするのか。	A137	事業者選定にあたっては財政基盤等の確認を行うとともに、収支状況についても毎年チェックを行い、店舗の営業が停止することのないよう努めます。不測の事態が発生した場合には、市民サービスの低下が起きないように、店舗の再開に向け、速やかに事業者と調整を行います。
既存の公園施設の改修など	Q138	既存の公園施設は、更新ではなく補修で対応できませんか	A138	中長期的な老朽化やバリアフリー化の状況を考慮し、東屋や便所など一部の公園施設は補修では対応できないため、更新する予定です。
	Q139	更新する東屋の設置場所はどこですか。	A139	現在の設置場所付近に設置する予定です。
	Q140	更新される便所の設置場所はどこですか。	A140	バリアフリーの観点に加え近隣環境への配慮などについても考慮し、事業者提案による施設の全体配置状況をふまえて決定する予定です。
	Q141	更新される健康器具の設置場所はどこですか。	A141	現在の設置場所付近に設置する予定です。
	Q142	遊戯場の場所は狭くないですか。また、新たな遊具と健康器具は必要ですか。	A142	遊戯場の規模、内容については、水鳥や近隣住宅地への影響も考慮のうえ、健康器具の更新は行いますが、大型複合遊具の設置については、公募の必須条件としないこととします。
	Q143	ビジターセンターとは具体的に何に使う建物ですか。	A143	公園の情報案内や公園利用に関する許認可業務の受付、公園利用者、ボランティア、地域の方々の交流スペースをイメージしています。これまで説明していますパークセンターと同義語とご理解下さい。
	Q144	駅から上がってきてすぐの公園の入り口付近は改良しないのですか。	A144	公園区域外となりますが、一体利用にかかる提案を任意で求めることとします。
	Q145	噴水はなぜ止めているのでしょうか	A145	故障により休止しています。
	Q146	池の周りの遊歩道やフェンスを整備してほしいです。	A146	指定管理者決定後は、これまで市が実施してきた補修や修繕は、指定管理業務の中で実施することになります。
	Q147	工事期間はいつからいつまでですか。	A147	令和4年度から令和5年度の2年間で想定しています。詳細は事業者などと協議して決定する予定です。

工事施工	Q148	工事施工時期はいつですか。	A148	令和4年夏以降を想定していますが、詳細は事業者と協議して決定する予定です。
	Q149	工事期間中は公園を利用できますか。	A149	一定の範囲に区切って工事を行うため、工事範囲外は利用できます。また、工事期間が長くなる場合は、さらに範囲を区切って工事を行うなど、利用者に配慮します。
	Q150	工事車両の進入路はどこに設けられますか。	A150	新御堂筋の側道を想定しています。
	Q151	工事発注者が市ではなく民間事業者であるため、自然環境に対する十分な配慮がされない恐れはありませんか。	A151	事業者募集において、ラクウショウの伐採は行わないことなど、自然環境への配慮を条件付けます。また、工事施工においても、施工内容の協議や確認などを継続して行います。
	Q152	指定管理者と市の役割分担はどうなりますか。	A152	指定管理者は、維持管理や使用許可などの日常的な管理運営を行います。市は、大規模改修や占用許可などの財産などに関する管理運営を行います。
	Q153	市から指定管理者への管理運営業務の移行は、円滑に行われますか。	A153	指定期間の開始前に管理運営業務の引継ぎを行うことで、公園の管理運営に支障をきたさないようにします。
	Q154	指定管理者制度を導入することで公園の安全管理に問題は起こりませんか。	A154	公園施設の巡回や施設の定期点検など指定管理者に行わせるとともに、市も調査を行うことにより、安全安心な公園環境づくりに努めます。
	Q155	指定管理者が利益優先の管理運営を行い、これまでのように住民の平等利用ができなくなる恐れはありませんか。	A155	公園の管理運営において、住民の平等利用は必ず確保されるべきものです。指定管理者制度が導入された場合でも、住民の平等利用が損なわれることはありません。
	Q156	指定管理者制度のメリットは何ですか。	A156	市では、500を超える公園などを管理していますので手がまわらないこともあります。指定管理者は桃山公園を専属で管理しますので苦情などの対応も早く、きめ細かな対応が行えると考えています。また、民間の工夫で維持管理費も安価になるものと考えています。
	Q157	これまで禁止されていたバーベキューなどはできるようになりますか。	A157	公園、ボランティア、地域などで構成する公園協議会を設置し、公園の実情に応じた公園利用ルールを検討していく予定です。
	Q158	指定管理者が当初の予想よりも収益が低いなどの理由により店舗が撤退する恐れはありますか。	A158	会社の経営状況、本事業における収支計画のチェックのうえ、適正な事業者を選定します。期間中は、収支報告などを受け、定期的にモニタリングを行うことにより改善が必要であれば随時、協議、指導を行います。事業者に非のない、想定外の事象が発生した場合は、協定の見直しなどの協議を行います。それでも事業者の指定取消となった場合は、市民サービスが低下しないよう、次期事業者決定など迅速な対応を実施します。
	Q159	売店や飲食店などの収益施設の収支が悪化した場合、草刈や施設補修などの維持管理がおろそかになりませんか。	A159	草刈や収益施設などの維持管理に必要な経費は、毎年度、市が指定管理者に支払います。このため、事業者が運営する収益施設の収支状況が維持管理の水準に影響を及ぼすことはありません。
	Q160	苦情や要望などは、市または指定管理者のどちらに連絡すればよいですか。	A160	基本的には、指定管理者に連絡していただくことになります。指定管理者の連絡先は、公園内に整備するパークセンター〔ビジターセンター〕などに掲示します。
	Q161	指定管理者の職員は、公園内に常駐しますか。	A161	指定管理者の職員は、公園内に整備するパークセンター〔ビジターセンター〕で苦情・要望の受付や使用許可に関する事務を行う予定です。パークセンター〔ビジターセンター〕での人員体制については、民間事業者から提案を受け決定する予定です。

## 管理運営

## 管理運営の概要

Q162	単独の事業者が公園全体の管理運営を行うのですか。	A162	指定管理者の構成は、単独の事業者または複数の事業者で構成するグループを想定しています。指定管理者は、公園全体の総括的な管理運営を行うほか、必要に応じて草刈や施設補修などの維持管理業務を専門業者に委託します。また、売店や飲食店などの収益施設の運営を他の事業者に行わせる場合があります。
Q163	上記質問の回答で、収益施設の運営を他の事業者に任せられるとありますが、規制がかけられますか。	A163	収益施設の運営を他の事業者に行わせる場合があるとしているのは、指定管理者がグループで構成されていることを想定しています。
Q164	指定管理者に地域の意見・要望を伝える場はありますか。	A164	日常的に意見・要望を述べていただくことが可能です。また、公園の実情に応じた公園利用ルールを検討するため、指定管理者、市、ボランティア団体、地域などの公園関係者で構成する協議会を設置する予定です。
Q165	清掃や花壇管理などのボランティア活動は引き続きできますか。	A165	公園の再整備に伴い活動場所などを変更していただく場合がありますが、引き続き活動していただくことが可能です。
Q166	指定管理者を市がコントロールできますか。	A166	指定管理者には、実施すべきことは条件として明記の上、業務を行っていただきます。また、市で定期的にモニタリングを行い、チェックしていきます。
Q167	吹田市が将来においても公園を持ち続けるのですか。大きな権限は指定管理者が持つことになるのですか。	A167	指定管理者制度を導入したからといって、吹田市が公園を手放すわけではありません。行政権限の一部を任せるだけで、公園施設の設置や土地の形状変更などの大きな権限は吹田市に残ります。
Q168	市民からの意見に対する窓口が指定管理者になるのは市として無責任では。責任を放棄することが一つの目的なのか。	A168	指定管理者制度では、指定管理者に対して、行政の持つ一部の管理権限も付与されるため、窓口は指定管理者が行います。ただし、引き続き市にお問い合わせいただくことも可能であり、市が責任を放棄するものではありません。
Q169	桃山公園の1年間の維持管理費を教えてください。	A169	1年間で約2,000万円の費用がかかっています。剪定や除草、トイレの清掃などの他に職員の人件費も含まれています。
Q170	過去50年間の公園管理運営費(各年度ごと)を教えてください。	A170	過去50年間の公園管理運営費を示すことはできませんが、ここ数年の桃山公園の維持管理費は平均して年間約2,000万円です。
Q171	指定管理者への委託費はいくらですか。また、どれくらいの還元額を想定していますか。	A171	年間18,524千円を上限としますが、民間事業者の提案によりこの金額より少なくなると考えています。
Q172	2,000万円の経費が吹田市にとって大きいとあれば、管理業務も少なくなり人件費の削減の計画をお示してください。市は財源に切迫しているのですか。償却物は市が負担するのですか(池の補修、柵その他人工物)	A172	今後の桃山公園における各施設の老朽化などをふまえると、年間の維持管理費2,000万円を超える多大な支出が想定されます。本事業の実施により、人件費についても長期的な視点で削減されるものと考えます。小規模な補修、修繕については指定管理者が、大規模改修や施設の更新については市が行います。
Q173	民間事業者に公園の管理と運営を20年間委託することのリスクについて、その責任はどこにあるのか。桃山公園の管理が行き届かない場合は、誰が責任を取るのか教えてください。	A173	指定管理者と行政のリスク分担については、内容に応じて一定のルールを定めています。これまで行政が行ってきた業務の一部を指定管理者に行わせることにより、民間事業者ならではのきめ細かな管理運営を行わせます。また、定期的に行政がモニタリングを行うことにより、管理水準の低下を未然に防止します。
Q174	池が汚いとよく言われますが、池の清掃は指定管理者がしてくれますか。	A174	指定管理者に一定の池の管理を義務付ける予定です。
Q175	釣りをしている人が多いが、どこに通報すればよいですか。	A175	指定管理者による管理が始まれば指定管理者(パークセンター)へ連絡してください。指定管理者が管理を行うまでは吹田市公園みどり室に連絡してください。

Q176	一時避難地となっていますが、災害時に指定管理者は何をするのですか。	A176	施設被害における応急措置を行うほか、市と協力して避難者の誘導などを行います。
Q177	指定管理者制度を導入することで市内業者への受注機会の減少につながりませんか。	A177	業務の一部については、市内業者の参画を義務付ける予定です。
Q178	遊具は誰が管理し、事故が起こった時の責任は誰にあるのですか。	A178	指定管理者が管理を行います。事故の内容にもよりますが、事故の原因が設計、構造上に起因する場合は市が、管理上に起因する場合は指定管理者の責任となります。
Q179	池の藻を時々刈り取り掃除すべきと思いますが、予定はありますか。	A179	指定管理者の業務の中で、定期的な清掃は行う予定です。ただし、野鳥との関係も考慮し、作業を進める必要があると考えています。
Q180	公園内で喫煙はできますか。	A180	禁煙とする予定はありません。
Q181	自主事業について積極的に求める。とありますが、選定された事業者は特権として、釣り堀り、バーベキューなど、色々な事業を展開できますか。	A181	自主事業については、事業者の特権として市への協議なしに自由に実施することはできません。内容については審査を行うため、公園にふさわしくない事業は認められません。例えば、野鳥の生息環境を阻害するような内容は認められません。
Q182	桃山台スポーツグラウンドは指定管理者制度を導入していますが、適正な管理が実施できないことは把握していますか。	A182	担当課からそのような話は聞いていません。改めて現地確認を行います。
Q183	反対署名が約3,000通集まっていますが、集まっていることについてどう受け止めていますか。	A183	要望として重く受け止めており、主旨をくみ取り、反映できる内容については反映します。事業を進めるうえでの参考にさせていただきます。
Q184	反対署名の数が、行政が実施したアンケートにおける賛成数を超えていることについてどう考えていますか。	A184	反対署名が来ていることは重く受け止めますが、同じ条件で、賛成署名を取ったわけではなく、署名数をもって、事業の是非を判断するものではないと考えます。
Q185	署名に豊中市民が入っていることを否定するのですか。	A185	公園は市域を問わず利用いただくものであり、そのような認識はありません。
Q186	反対派の署名は市長に届いていますか。	A186	反対署名については、市長も確認しています。
Q187	なぜ、地元自治会に対してアンケート調査を実施しなかったのですか。	A187	幅広い意見を聴取するため、自治会を含む公園1km圏内の地域の方々を対象に無作為にアンケートを実施しました。
Q188	住民全員が納得するのは不可能だと思いますが、どれくらいの住民が納得すれば進めますか。	A188	議会の議決により令和3年度にP-PFI事業者及び指定管理者を公園毎に一括公募し、同一事業者を選定・指定することとし、桃山公園及び江坂公園から実施することが決定しているため事業を進めています。反映できる住民意見については、事業者の公募条件に定めるなど、事業実施の各段階で反映させながら事業を進めています。
Q189	事業者決定後、住民との意見交換の場は開催されますか。今回の説明会だけでは不十分です。	A189	事業者候補者決定時など、事業の各段階において内容を広く市民へ周知を行うなど、事業に対して不安や誤解を抱いておられる方々に対して、ご理解が深まるよう努めます。

Q190	市長の公約だから事業を進めるのですか。	A190	公約を基に総合的かつ俯瞰的に判断し、行政内で政策決定して事業を進めています。
Q191	バードツリーの効果検証をしてから実施すべきでないですか。	A191	今回の事業は桃山公園の魅力向上を目的として実施するものです。バードツリーについては、公園の魅力向上に寄与し、四季を通じて多くの方が公園を訪れるようになったと認識しております。
Q192	今回の事業は、なぜ、バードツリーと制度が違うのですか。	A192	千里南公園は、民間事業者が飲食店(バードツリー)のみを設置管理しています。飲食店設置による効果が店舗だけに限定されているなどの指摘もふまえ、今回の事業では、飲食店を含む公園全体の整備管理を民間事業者に委ねることとしたものです。
Q193	なぜ、そんなに急いで進めるのでしょうか。地元住民と時間をかけて話し合いの場をもってから進められませんか。これだけ強引に進めるのはなぜですか。	A193	議会の議決により令和3年度にP-PFI事業者及び指定管理者を公園毎に一括公募し、同一事業者を選定・指定することとし、桃山公園及び江坂公園から実施することが決定しているため事業を進めていきます。政策決定し議会で承認された事業であり、事業効果の早期発現に向け実施します。今後は、連合自治会からの回覧や、マンションの掲示板への掲示、公園内に資料を掲示するなどの方法で周知します。
Q194	どうすればこの事業を止められますか。	A194	議決を経て進めているものであり、事業効果の早期発現を目指します。
Q195	次はどこを公園を進めますか。	A195	令和3年度は、千里北公園と中の島公園の魅力向上について検討を行っています。
Q196	アンケートの結果は公表したのですか。	A196	公園みどり室ホームページで公表しています。
Q197	パブリックコメントでは桃山公園に対する反対意見が多かったですが、市の見解を教えてください。	A197	パブリックコメントは、定性的なご意見(不安やニーズなど)をいただくための手法です。定量的な評価をするものではないと考えています。事業を進めるうえでの参考にさせていただきます。
Q198	目指すべき姿は市民と協働でつくりましたか。	A198	市民へのアンケートや日ごろからの苦情、要望、パブリックコメントなどから作成しました。
Q199	事業者が決まると市民は何も要望できないのですか。	A199	事業内容について、大きな変更はできませんが、細かい変更については市が窓口となって事業者と協議を行います。
Q200	トイレの更新や池の清掃などが目的ですか。この費用を賄うためにこの事業を進めているのですか。	A200	公園の魅力向上を図り、より多くの人にこの公園を知ってもらい、1年を通じて楽しんでもらいたいと考えています。民間の資金やノウハウを活用し、トイレの更新など、行政が抱える課題もあわせて解決する予定です。
Q201	収益が出ない場合は公園施設の整備がされないのですか。	A201	収益にかかわらず事業者が20年間の収益を見込んで先行投資していただくため(トイレの更新など)、公園施設の整備がされないことはありません。
Q202	桃山公園は、徒歩圏内の住民の利用を想定した地区公園となっていますが、駐車場を設置することは分類を変えるのですか。	A202	地区公園という分類を変えるわけではありません。地区公園であっても徒歩圏内の住民の利用のみを想定している訳ではありません。市内の他の地区公園にも利便性の向上のために駐車場が設置されています。
Q203	今回の事業におけるP-PFIの発案者は誰ですか。	A203	市長がパークマネジメントを公約で掲げたことを受け、市として実現に向けた検討を行い政策決定したものです。公園の魅力向上を目的として実施する事業です。

Q204	市長や議員はこの公園を見えていますか。	A204	市長は現場の確認を行っています。議員については把握していません。
Q205	事業が失敗したら、その責任は公園みどり室と賛成した議員にありますか。	A205	本事業は吹田市が市議会の議決を経て行うものです。
Q206	何を根拠に「利用目的や利用者層が限定されている」と言うのですか。	A206	昨年8月に実施した利用者アンケートや、ビッグデータを用いた調査結果などに基づいています。
Q207	貴重な樹木を伐採してまで駐車場を設置し、「利用目的や利用者層を増やす」必要がありますか。	A207	一部、樹木の撤去を行います。駐車場規模については5台とし、ラクウショウの伐採を行わないことを公募条件とする予定です。新たな利用者層が増えるなど、総じて、公園の魅力向上に寄与するものと考えています。
Q208	市議会の決議事項には「公園を清潔に保つこと」の付帯事項がつけられと聞いていますが、実行の保証は誰が行うのでしょうか。	A208	決議事項には付帯事項はつけられておりません。
Q209	「どこの」「誰の」顔を見て、この事業を進めているのですか。	A209	この公園をより魅力的にし、現在公園を利用されている方、まだ利用されていない方、将来の吹田市民に満足していただける公園となるよう、事業を進めています。
Q210	サウンディング型市場調査で参入意欲を示した民間事業者をすべて教えてください。	A210	事業者名はお答えできませんが、公園毎の提案者数などについては、公園みどり室ホームページで公開しています。
Q211	サウンディング型市場調査の実施内容を教えてください。	A211	公園みどり室ホームページで公開しています。
Q212	ニーズ調査のアンケートの質問内容と回答内容(回答数も)教えてください。	A212	公園みどり室ホームページで公開しています。
Q213	恣意的なアンケート作ったのではないですか。	A213	恣意的に作っていません。
Q214	市民意見募集の結果(主な内容と数)、意見を出した市民の住区、年齢などを教えてください。	A214	公園みどり室ホームページで公開しています。市民の属性などは把握しておりません。
Q215	地域の方と話をするのはこの話し合いでしょうか。	A215	全体説明会や、これまで実施した連合自治会、単独自治会などの説明会を指しています。
Q216	収益施設の毎月の収益の概算を教えてください。また、その収益が公園管理を補うだけ得られるという根拠を教えてください。	A216	収益施設については、今後事業者からの具体的な提案を受けて決まっていくもので、現時点で収益の概算はわかりません。公園の管理費は、指定管理費として一定額を支払うため、収益施設の収支によって、公園の維持管理レベルが変わることはありません。
Q217	市長はこの内容を知っていますか。	A217	本事業は市事業として実施するものであり、市長とも随時協議を行っています。



Q218	今回の樹木の伐採計画は市長、吹田市の行動規範と全く矛盾するものであり、怒り心頭している住民がいることを市長に伝えていただき、それでもこの計画を推進するのか教えてください。	A218	市長には、これまでの署名の他、6月、7月の全体説明会の報告も行っています。住民意見については、反映できる内容については反映しながら事業を進めていきます。
Q219	千里南公園のカフェの評価はどうか。また、散策やジョギングをしている人の感想は聞いていますか。	A219	公園利用者に対して個別のヒアリングは実施していませんが、年間を通じて多くの方が公園を訪れるようになり、公園の魅力向上に寄与していると認識しています。
Q220	千里南公園の駐車場、カフェ、公園管理全体の財政報告は行われていますか。	A220	千里南公園は今回の桃山公園の事業とは手法が異なり、事業者公園全体の管理を任せていません。よって、財政報告も義務付けていません。
Q221	南千里のカフェができて公園がひどいものとなったと思います。この状況をどう受け止めていますか。	A221	千里南公園のカフェなどの評価は賛否あると認識しています。市としては、年間を通じて多くの方が公園を訪れるようになり、公園の魅力向上に寄与していると認識しています。
Q222	収益施設を作ることが公園の属性を失うことになりませんか。	A222	収益施設は公園利用者の利便性を高め、現在の公園の魅力を高める一つの要素であると考えています。
Q223	住民との対立意見に対して、どう折り合いをつけるのですか。解決するまで何回も説明会をするのですか。	A223	公共事業におきましては、住民全員が合意して進められることはないと考えています。要望内容については反映できる内容については反映させながら事業を進めていきます。公募前の全体説明会はこれが最後となります。
Q224	なぜ2回目の説明会を行うことになったのですか。	A224	より丁寧な意見の回答を返す機会を設けるためです。
Q225	説明会で、公園は住民の生活環境を守ってきたことや、医療費の抑制につながっているのではないかとの声がありました。どのようにお考えでしょうか。	A225	ご発言のとおりであると考えています。
Q226	桃山公園は千里ニュータウンの象徴的なみどりであり、住民、市民、地域社会への悪影響は計り知れないと思いますが、そのことについてどのように考えていて、今後どのような政策案を考えていますか。	A226	現在の桃山公園のみどりは、公園の魅力を象徴するものであると認識しています。今回の再整備により、一部の樹木撤去は行いますが、桃山公園の魅力の一つであるラクウショウの伐採は行いません。公園の総合的な魅力はさらに高まると考えており、事業の実施にあたっては自然環境や景観に配慮し進めていく予定です。
Q227	今後の部門間調整のプロセスを教えてください。自転車まちづくり、駐輪場の改修も検討事項だと思いますが、所管外との回答でしたが、企画、環境部局の責任者の回答を改めてお願いしたいと思います。	A227	庁内の関係部局とはこれまで協議は行っていませんが、情報共有は行ってきております。今後も引き続き、事業の各段階において庁内の幹部会議などで共有しながら進めていくことを、他部局とも確認しています。
Q228	署名の重要性は考えないとの回答は今でも適切な回答と考えていますか。もしそうであれば、市民協働の文字どおり、一緒に訪問調査をさせていただきたく、回答者にご帯同いただけませんか。	A228	署名の重要性は考えないとの発言はしておりません。反対署名が来てきていることは重く受け止めますが、同じ条件で、賛成署名を取ったわけではなく、署名数をもって、事業の是非を判断するものではないと考えています。今後、市による新たな調査の実施や、御提案の訪問調査へ帯同する予定はありません。
Q229	計画立案に住民、自治会、連合自治会へのサウンディングが不十分であったのではないのでしょうか。	A229	昨年8月以降、連合自治会などへの個別説明などを実施してきましたが、周知が十分ではなかったというご意見は真摯に受け止めています。事業実施に向けては、署名活動や現在実施している説明会などのご意見を可能な範囲で踏まえながら進めていきます。
Q230	第1案が流出時に、住民が賛否を問わず驚かれたことをどのように考えていますか。今までの事実でない説明事項(駐車場売却経緯)も含め、市民・住民との信頼関係の構築ができていません。本件についての見解を示してください。	A230	昨年8月以降、連合自治会などへの個別説明などを実施してきましたが、周知が十分ではなかったというご意見は真摯に受け止めています。3月以降の説明会などを通して、地域の方々の不安を取り除けるよう説明を重ねているところであり、引き続き、地域の方々との信頼関係を構築できるよう努める所です。

Q231	コンサルタントに丸投げした資料が土木部から流出したと聞いています。コンサルタントを委託費も含めて教えてください。このコンサルタント案を当局としてどのように受け止められましたか。第1案からコンビニが削除され、駐車場の位置、規模が変更された経緯も含め説明してください。一部の有力者が変更概要を知っていたことも公平性に欠けると思います。情報開示方法が公平でなく、住民間、家族間で疑心暗鬼が生じています。見解を示してください。	A231	桃山公園及び江坂公園の検討にあたり、一部補助業務をコンサルタントへ発注しておりますが、目指すべき姿は、行政が様々な立場のご意見をふまえて作成したものであり、コンサルタントが作成したものではありません。委託したコンサルタントは、応用技術㈱であり、委託費は2公園合わせて約1,000万円です。駐車場の配置案などの変更は、パブリックコメントや市民意見などをふまえたものです。ご指摘の情報開示のタイミングについては、6月の全体説明会の前に開催された5月定例会市議会の答弁に際し、駐車場の位置や規模の変更を明らかにしたことにより、一部の方々に対してのみ事前に情報が入り、地域に混乱を招いたことは事実であり、重く受け止めています。今後は、市ホームページ、自治会などへの回覧、現地への掲示など、適切なタイミングで一斉に情報を開示出来るよう努めてまいります。
Q232	今回の計画を差し戻して、住民と市長の対話の場も織り込んだ市民ワークショップを開催することではないでしょうか。	A232	計画を作成するための市民ワークショップを開催する予定はありませんが、市長自ら、事業の主旨や公募条件等の説明を行う場を設けることとしました。
Q233	今後、事業を進める段階でいつの時点で事業者とどういった協議があつて市民に対してどういった公表ができるのか。今後の市民との意思疎通の方法について示してください。	A233	事業候補者が12月に決定した段階でどのような案が提案されたのかお示しします。事業着手までの間、市が窓口となり、地域からいただいた意見を反映できないかなどについて、事業者と協議を行う予定です。
Q234	環境自治意識が高い地域では、クラウドファンディングの検討など、PFI以外の手法の検討も必要だと考えますが、当局のご見解をお教えてください。現制度で可能であればその制度についてお教えてください。	A234	本事業は、P-PFI事業にて実施することを議会の議決を受けて実施するものです。今後、公園の管理運営を進めていくにあたり、寄付金を募るなど、地域の協力を得ながら進めていくことは可能であると考えており、引き続き検討してまいります。
Q235	桃山公園管理の財政計画や長期のビジョンもよくわかりません。現状の問題点、改善すべき事項、対策、リスク管理をせめて10年、できれば20年のスパンでお示してください。	A235	現時点で、公園管理にかかる経費は一定確保できていますが、今後、費用を拡大できる見込みはなく、一方で施設の老朽化、人件費の高騰などにより、将来的に十分な市民サービスを提供できる公園管理が行えないことが想定されます。桃山公園では、国が創設したP-PFI事業と指定管理者制度を活用し、効率的、効果的に事業を進めていく予定です。
Q236	小学生がマラソン大会で園路を使っていますが、邪魔になるのではないですか。	A236	小学生のマラソン大会など、現在行われている学校や保育園などの行事については、引き続き使用できます。
Q237	6月25,26日の説明会の内容を市長や市の幹部にいつ報告しましたか。	A237	6月28日、29日に報告しています。
Q238	その報告に対してどのような指示や意見がありましたか。	A238	2回目の説明会を行うこと及び8月初旬の公募開始に向け準備を進めることを確認しました。収益施設については必要な施設であることを改めて確認しました。ただし、各施設などの規模については明記せず、可能な限り、自然環境への負荷を軽減した提案を求めることになりました。その後、市長判断により、改めて事業の主旨や公募条件などについての説明会を開催することになりました。
Q239	どれくらいの予算を計上していますか。	A239	桃山公園のP-PFIに対する予算は約1億2,000万円で、指定管理の管理委託に対する予算は年間で約2,000万円です。ただし、事業者提案により減額となることがあります。
Q240	主要な公園はどう決めたのですか。	A240	面積が大きく、都市公園が持つポテンシャルを発揮できると想定される8公園を選んでいきます。
Q241	地域型公園について、市はどのように認識しているのですか。	A241	地域型公園という定義はありませんが、桃山公園が地域を含む、多くの市民に親しんでいただける公園となることを目指しています。
Q242	前回の説明会資料の5ページで、指定管理者に対して必要な措置を講じるとは、具体的にどうするのですか。	A242	是正を指示し、要請に従わない場合は、指定管理者の指定取消し、業務の停止を命じることがあります。

Q243	教育機関にサウンディング調査されましたか	A243	竹見台、桃山台の小中学校、保育園などに対して、日常の公園利用状況について確認を行っています。
Q244	桃山台駅から降りてくる人の流れは調べましたか。	A244	平成29年の乗降客数は、約4万人/日となっています。(江坂駅:約10万人/日) 目指すべき姿の作成にあたっては、ビッグデータの活用による分析も実施しました。
Q245	イベントは必要ですか。 また、竹林の近くに住んでいますが、そこでもイベントは行われますか。	A245	新たな交流を創出するためのイベントは必要だと考えています。 ただし、開催場所、内容、頻度については、公園の利用状況や周辺環境にも配慮しながら、公園協議会等での協議や事業者提案に基づき実施する予定です。
Q246	駐輪場建物は地下型、エコサイクルにできませんか	A246	現時点で建替え予定はありません。
Q247	公園北側に建設されたマンションへ説明は行っていますか。一番、騒音などの影響を受けるのではないのでしょうか。	A247	飲食店などができることを含め、説明を行っています。
Q248	どの会派、どの議員が賛成しましたか。	A248	市議会ホームページや議会だよりで確認いただけます。
Q249	説明会に議員の代表に出席してもらうことはできませんか。	A249	議員には説明会を開催することは周知済みです。しかし、説明会にはあくまでも事業内容を説明する場であり、説明は公園みどり室が行うことになります。
Q250	公園みどり室の職員は現場を十分確認していますか。確認していれば、このような計画は出ないと思います。	A250	確認しています。